

知立市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
知立市教育委員会

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

知立市では、市民一人一人が夢や希望をもって豊かな人生を歩み、平和で民主的な社会の担い手としての資質を備えられるよう、市の教育の基本的方針を以下のように定めている。

- 1 いのちを尊ぶ態度と、たくましく生きる力を養うために、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。自他の生命や自然を尊重する心、多様な課題を主体的に解決する力、確かな知識や技術、自らを律し協調性をもちたくましい心身の育成をめざして、きめ細やかで調和の取れた学校教育を進めていきます。
- 2 ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動を推進します。郷土愛や自立・協働・創造が息づく社会をめざし、誰もがすべてのライフステージで自分らしく楽しみながら学び続けるとともに、地域生涯学習、スポーツやボランティア等の様々なニーズに応じた活動を支援していきます。
- 3 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、伝統文化の継承と文化・芸術活動を推進します。豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、知立市に関連する歴史的な資産・文化財・祭行事等の適切な保存と活用を進め、文化・芸術活動を促進するための事業を充実するとともに、活動を支える人材や団体を支援・育成していきます。

これらの方針を実現するため、市内小中学校の教職員は、多様な個性をもつ子どもたち一人一人と真摯に向き合い、生きる力を育む授業づくりに向け、これまでの教育活動を見直し、さまざまな工夫や改善を図ってきた。

そして近年は、「学校における働き方改革」の推進が叫ばれ、本市においてもその変革の流れを受け、各校において各教職員の業務量が適切に管理されるよう努めていくことが必要となっている。そこで、ここに「知立市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教職員がワーク・ライフ・バランスを考えることでその力量と感性を高め、より質の高い教育活動を展開できるようにしたいと考える。

(2) 知立市の現状

本市では令和3年4月に、所管に属する小中学校の教職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として「知立市立学校管理規則」の一部を改正し、教職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりだった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月34.1時間	27.7%	4.3%
中学校	月39.5時間	36.1%	10.2%

※「年平均」：年間の総時間数を12箇月で割った数字。長期休業中の8月等も含む

※「月45時間を上回る割合」：上回った教職員の年間ののべ人数を、調査対象者の年間ののべ人数で割った数字

※「月80時間を上回る割合」：同上

※時間外在校等時間が月45時間を超える割合が小学校27.7%、中学校36.1%と高くなっている。小学校では、学年・学級事務や授業準備（指導案作成を含む）、中学校では担当する校務分掌の業務やテスト採点・成績処理の負担感が大きくなっている。それらの業務の効率化を図ることにより、教職員の業務内に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である

《参考》県教委の宣言「教員の長時間労働（時間外45時間超）をゼロに！」

（令和8年度末までに）

こういった現状を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目 標

本計画において達成をめざす目標は以下のとおりである。

（1）時間外在校等時間に関する目標

○市内において、時間外在校等時間が月45時間を上回る割合を、小学校20%以下、中学校30%以下となることをめざす。

○市内において、1箇月時間外在校等時間の年平均が、小学校30時間程度、中学校35時間程度となることをめざす。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

○ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。

（令和6年度は13.6%）

○教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮等によ

り生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。

3 計画の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 実施する業務量管理・健康確保措置実施計画の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し（～令和8年度末）

イ 基本的には学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

学区の実情を踏まえつつ、児童生徒が登校する時間の見直しを推進する。また、学校運営協議会や地域学校協働本部を通じ、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○児童生徒が補導されたときの対応

補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うこととする。

ロ 教員以外が積極的に参画すべき業務

○部活動

部活動の地域移行を推進する。土日の合同部活化、一部の部活動の地域クラブ化を進めていく。また、中学校部活動指導員の拡充をめざす。

ハ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を市内小中学校の全校に配置する。また、校務支援システムの機能や自動採点技術を活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒や家庭への対応

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働する支援体制を構築する。また、不登校・いじめ未然防止対策協議会主催の研修会を毎年度開催し、教員が適切な役割分担のもと支援を行える体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 各校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- 当初のねらいが形骸化して十分な効果が見込めない活動の見直し、清掃活動の時間や頻度の見直し、授業後の活動の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。
- 「令和の日本型学校教育」の構築に向け、授業においてＩＣＴを効果的に活用するための研究を行うと同時に、ＩＣＴを活用した業務の効率化について研究する。
- 地域学校協働本部の活動を活発化させ、さらに広く地域の方々や各種団体等の参画を得ながら地域ぐるみで子どもたちを育てるよう努める。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 時間外在校等時間が月８０時間を超えた教職員に対し、校長による面接指導を実施する。
- 年次休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう各校に対して取得を促進する。
- 学校独自の定時退校日を月１回以上設定するよう推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、市教委が把握している市内小中学校ごとの時間外在校等時間の状況について、定例校長会にて毎月、報告する。年度末には総合教育会議でも報告する。
- 特別な支援を必要とする児童生徒への教育的支援を主な職務とする子どもサポート教員や、資料印刷や校内清掃、草刈り等の業務をサポートする教員業務支援員の拡充をめざす。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出勤管理システムによって把握する。その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 市教委において各校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該校に対して聞き取りや指導を実施する。とくに、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りが課題と

なっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることをめざし、当該校に対する個別の支援・指導を敢行する。

- 各校における働き方改革の取組が推進されるよう、さまざまな機会を捉えて本計画の周知を市教委より行う。各校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会での協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

6 令和11年度に向けての長期的な目標と手立て

国は、令和11年度末までに「1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減すること」を目標とし、1箇月間時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%とすることをめざすとしている。それを踏まえ、令和11年度に向けての長期的な目標と手立てを以下のとおりとする。

【令和11年度に向けて】

年 度	令和8年度		令和11年度
1箇月時間外 在校等時間	市の45時間 超の教職員の 割合を小20% 以下、中30% 以下に		市の45時間 超の教職員の 割合を0%に
登下校時の見 守り活動等	地域学校協働本部を通じて実施		
補導されたとき の対応	原則として保護者が対応		
部活動	土日の合同部活化 一部の部活動の地域クラブ化		
授業準備・成 績処理	Microsoft365 アカウントの A3へのグレイ ドアップ		校務支援シス テムのクラウ ド化
支援が必要な 児童生徒対応	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの積極 的活用		